

新潟都市計画 地区計画の変更（新潟市決定）

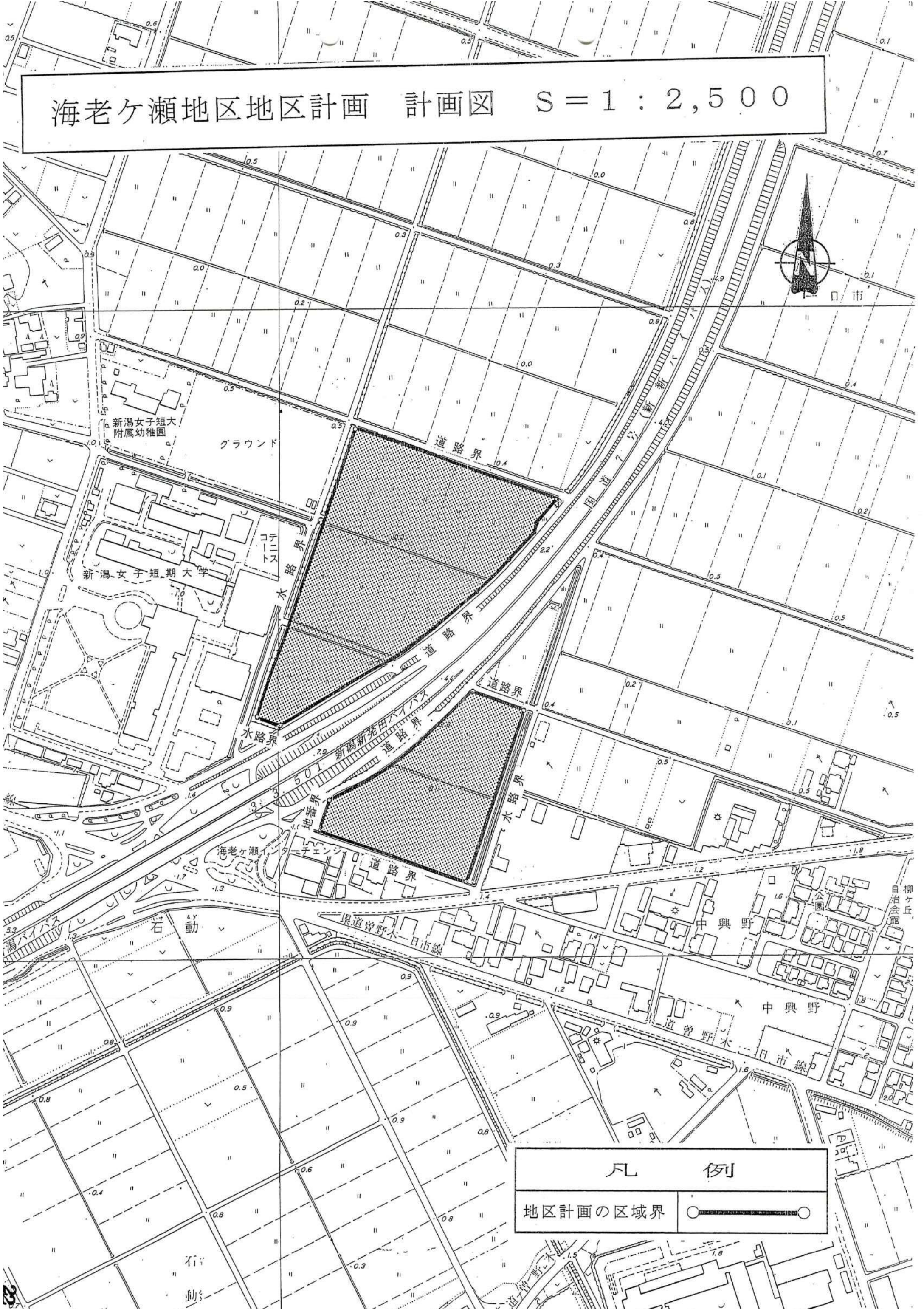
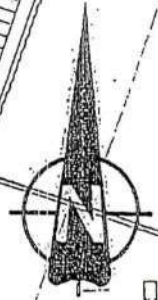
都市計画海老ヶ瀬地区地区計画を次のように変更する。

名 称		海老ヶ瀬地区地区計画
位 置		新潟市東区海老ヶ瀬字長田の一部
面 積		約3.7ヘクタール
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、新潟市中心部の東方8キロメートルに位置し、国道7号新潟新発田バイパス海老ヶ瀬インターチェンジに近接しており、交通の利便性が高く業務地としての立地条件に恵まれている地区である。</p> <p>また、開発行為により公共施設の整備がされるとともに、業務系施設を主体とした建築物の整備が図られる予定の地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、健全で利便性の高い業務地の形成を図るとともに、インターチェンジ周辺にふさわしい適正な土地利用の配置を行うことを目標とする。</p>
	土地利用の方針	業務地としての土地利用を図ることを基本とし、周辺の環境面に配慮した健全で利便性の高い土地利用の促進を図る。
	建築物等の整備の方針	国道7号新潟新発田バイパス海老ヶ瀬インターチェンジに近接していることから、業務用施設を主体とした土地利用の促進を図るとともに周辺環境にも配慮し、調和のとれた市街地環境の形成及び保全のため、建築物の用途、壁面の位置及びかき又はさくの構造について規制誘導を行う。
地区整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二（い）項第1号から第4号までに掲げるもの</p> <p>(2) 建築基準法別表第二（は）項第3号に掲げるもの</p> <p>(3) 建築基準法別表第二（に）項第4号に掲げるもの</p> <p>(4) 建築基準法別表第二（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(5) 建築基準法別表第二（り）項第2号に掲げるもの</p> <p>(6) 畜舎</p> <p>(7) ナイトクラブその他これに類するもの</p>
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から1.5メートル以上離さなければならない。
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面するかき又はさくの構造は生垣とする。</p> <p>ただし、高さを道路面より1.0メートル以下としたもの、又はフェンス等で透視可能なものとした場合はこの限りでない。</p>

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」



海老ヶ瀬地区地区計画 計画図 S=1:2,500



凡 例

地区計画の区域界